

## 2017年度税制改正大綱のあらまし

今年の税制改正大綱では、配偶者控除の見直しが目玉とされていますが、その他にも非上場株式の自社

株の評価方法に大きな変更がありました。以下、今年の税制改正のポイントを説明いたします。

○…減税    ×…増税    △…どちらでもない

区分	項目	時期	内容
法人税 	所得拡大促進税制の拡充○	未定	給与等支給額が前年度比で2%以上の場合、下記の割合にて税額控除 ①(当期の給与支給額－基準年度(平成24年度)の給与支給額)×10% ②(前期の給与支給額－前期の給与支給額)※×22%(大企業12%) ※(当期の給与支給額－基準年度の給与支給額)が限度
	中小企業経営強化税制の創設(中小企業投資促進税制の上乗せ措置)○	17年4月1日から19年3月31日までの間に事業の用に供した固定資産に適用	青色申告書を提出し「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業(資本金1億円以下)が、以下の固定資産を取得し、事業の用に供した場合に、即時償却と7%(一定の中小企業等等は10%)の税額控除(法人税額の20%を限度)のいずれかを選択適用できる ・機械装置…160万円以上    ・工具、器具備品…30万円以上 ・建物附属設備…60万円以上    ・ソフトウェア…70万円以上
	研究開発税制の見直し○	19年3月31日に開始する期まで適用	試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を以下へ変更。①中小企業等…12%～17%(現行12%) ②大企業…6%～14%(現行8%～10%)
	中小企業の軽減税率の特例の延長○	19年3月31日以前開始の期までに延長	法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、軽減税率15%を適用(本則税率19%)
	「大企業並みの所得の中小企業」の課税強化×	19年4月1日以降開始の事業年度から適用	資本金1億円以下法人のうち、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人については、中小企業向けの特例が適用対象外となる。
所得税 住民税	配偶者控除の拡大○	18年分の所得税、19年分の住民税から適用	38万円の控除を受けることのできる配偶者の年収が103万円以下から150万円以下へ拡大。
	配偶者控除の所得制限の導入×		控除の受ける本人の年収が、1,220万円(合計所得金額1,000万円)超の場合には配偶者控除が廃止
	配偶者特別控除の見直し○		対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に変更(現行38万円超76万円未満)
相続税 贈与税	非上場株式の評価方法見直し△	17年1月1日以降の相続等から適用	①類似業種の上場会社の株価について、 ・比較する配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重が1:3:1から1:1:1変更 ・配当金額、利益金額及び簿価純資産価額に、連結決算を反映させたものとする ・類似業種の株価に、課税時期以前2年間の平均額を加える ②評価会社の規模の区分金額等について、大会社、中会社の適用範囲を総じて拡大する。
固定資産税 ・不動産 取得税	タワーマンションに係る課税の見直し×	18年度から新たに課税されるタワーマンションから適用	タワーマンション(高さが60mを超える建築物)について、1階を100とし、1階増すごとに、10/39を加えた補正率で固定資産税等を計算する。